

## 物価高騰対策生活支援団体補助事業について（Q & A）

令和5年7月  
社会福祉課

Q 1 事業の目的を示せ。

令和4年度に官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、生活困窮者の支援を行っている NPO 法人等の支援を行ったところであるが、令和5年度も物価高騰が継続している現状に鑑み、令和5年度においても物価高騰によって支援ニーズの増大が見込まれることから、生活困窮者の支援を行っている NPO 法人等の活動を支援することを目的とする。

Q 2 国において当該事業を行うこととした目的は何か。

物価高騰下における生活困窮者対策として、本県では、令和4年度6月補正予算において、物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備を支援する事業である「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」を実施し、その中で生活困窮者の支援を行っている NPO 法人等の団体に対して、活動費の支援を実施し、30 団体からの申請があったところ。

国においては、令和5年3月に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、物価高騰に係る追加対策を取りまとめ、その中でエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置したところである。

Q 3 本県において当該事業を行う必要性を示せ。

本県においても原油価格等が高い水準で推移している状況は、他県と変わらずある。

さらに、離島を抱えている本県においては、物価高騰の影響が他県より大きくなるのが想定される。

その上で、物価高騰等の影響により活動が増加している地域において、生活困窮者の支援を行っている民間団体に補助金を交付することで、運営基盤が弱い民間団体の支援体制の強化を図る必要があると考えられるためである。

Q 4 事業内容はどうなっているのか。

本事業は、物価高騰に伴って、支援が増加すると見込まれる地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体の活動経費を支援するものである。

なお、県内の自立相談支援機関と連携して支援していることを要件とする。

Q 5 事業の実施スケジュールを示せ。

以下のスケジュールで事業を実施することを想定している。

7月前半	事務局会議
7月中旬	自立支援機関への事業概要の説明と支援メニューの周知
7月31日	
～11月17日	補助金募集
8月～10月	第1回目補助金概算払い（4月以降実績に対する支給）
2月～3月	第2回目補助金概算払い
	事業者から実績報告徴収
3月	事業完了報告

Q 6 補助率と補助上限額及び補助事業の対象者を示せ。

補助率は、10/10で、補助上限額は50万円である

また、補助の対象としては、以下を満たすものを想定している。

- ① 自立支援機関と連携して生活困窮者の自立を支援している団体
- ② 今回の物価高騰により、支援に係る事業量が増加したと認められた団体
- ③ 補助金等の経理を確実に行うことが可能な団体（団体の規模は不問）

Q 7 補助金の交付対象経費は、具体的にどのようなものか。

具体的な補助金の交付対象経費は、以下のとおり。

生活困窮者への支援を実施するために必要な経費であり、具体的には、食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借り上げ料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等。

Q 8 補助金の支給開始時期はいつか。

補助金の交付申請や事務局等における審査等の時期がかかるが、今回の対策は緊急対策であることを踏まえるとできるだけ早い支給を行うべきと考えており、10月末までの支給開始を目指している。

なお、9月の支給については、支給対象時期に既に支出した経費のみを支給することを想定している。

Q 9 補助金の支給対象となるのは、いつからいつまでか。

4月分の経費から遡及して対象とすることが可能か。

本年4月1日には既に燃油等の高騰による影響が出てきていたことから、令和5年4月1日から令和6年1月末までに支出した経費を対象とする。

Q 10 補助金の補助率はどうなっているのか。

支給対象となる経費が上限を超えなければ、実費が全額支給されるのか。

補助率は、支給対象経費の10/10を想定している。

については、支給対象となる経費が上限額を超えない場合は全額が支給対象となり得るが、千円未満切り捨てとなっている。

Q 11 補助金の申請をどのように受け付けるのか。

補助の対象として、自立支援機関と連携していることを条件としていることから、自立支援機関に申請書を提出し、自立支援機関において当該団体と連携していることについて、書類を付して申請書を受け付けることとしている。

Q 12 令和4年度に実施した「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」とはどう違うのか。

令和4年度に実施した「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」は、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備し、生活困窮者の実態を把握するとともに、生活困窮者の支援を行っているNPO法人等への支援を行った。

当該プラットフォームにおいて設置した「プラットフォーム構築委員会」は、令和5年度も引き続き設置することとしており、今年度は、現状についての課題解決を行うための連携会議を行うこととしているところ。

このような状況や物価高騰が令和5年度も継続していることを踏まえ、本事業は、物価高騰に伴って、支援が増加すると見込まれる地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体の活動経費を支援する事業となっている。

Q13 令和4年度に実施した「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」において補助事業を実施しているが、実績はどうなっているか。

令和4年度に実施した「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」における実績は以下のとおり。

- ・ 補助金交付団体数 30 団体
- ・ 補助金交付額 13,070 千円
- ・ 補助内容 食材支援 (20 団体)  
(重複あり) 人材の確保 (8 団体)  
居場所・居室の確保 (6 団体)  
相談支援 (6 団体)

Q14 対象となる民間団体は県内には何団体あるのか。

対象となる民間団体数は把握していない。

予算の積算は以下のとおり。

(積算)

①と②の合計により算出 (計 60 箇所)

① 令和4年度における、「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業補助金」の実績件数：30 箇所

② 令和4年度中において、上記補助金について各自立相談支援事業等に申請相談があり、かつ令和4年度中に申請に至らなかった件数：(電話相談も含め) 約 30 箇所

Q15 当該事業の申請をより増加させるため、令和4年度に実施した「生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業」の実施状況を踏まえて工夫した点があるか。

当該補助金は、自立相談支援機関に申請する形となっていることから、自立相談支援機関において連携している民間団体に対して、改めて制度の説明や申請相談等への対応を依頼することとしており、当該取組を行うことで、制度のより一層の周知を図ってまいりたい。

Q16 事業の広報はどのように行っているか。

事業の広報としては、以下を実施する予定

- ① 県 HP での公表
- ② 青潮会への情報提供
- ③ 自立支援機関を通じた連携団体への広報
- ④ 市町村への周知依頼
- ⑤ 子ども食堂等関係団体への広報

※ 補助事業については、自立支援機関との連携が条件であることから、基本的には自立支援機関を通じた広報となるが、多くの団体に制度を把握してもらうため、県 HP や青潮会への情報提供、市町村への周知依頼等も行うことで支援が必要な団体へもれなく周知していくこととしている。

Q17 当該事業は、今年度単年度事業か。

本事業は、今般の燃油高騰等に伴う緊急対策的な事業であり、基本的には今年度限りの単年度事業である。

Q18 計上した予算額を超える申請が来た場合、どのように補助金を交付するのか。

当該補助金は、緊急対策であることから、できるだけ早く支給を行うべきと考えていることから、基本的には、申請を受け付けた順番に審査し、順次交付を決定することを想定している。申請の状況によっては、支給ができない場合もあると思われる。（申請状況によっては、追加補正も検討する可能性あり）

Q19 今まで数名の同士で活動しており、組織化まではしていなかったが、今回の支援を受けるため、組織化することを検討している。  
補助金の対象となり得るか。

申請時点で組織化していることが確認でき、補助金の受け手となり得ることが確認できれば補助対象とすることは可能と考えるが、補助金の支給対象は、組織化した後の経費のみが対象となる。

Q20 活動実態の不明な組織が補助金目当てで書類を不正に作成する事件等が発生しているが、本事業におけるチェック体制はどうなっているか。

本事業の補助対象は、「自立支援機関と連携して支援を行っている」ことが要件である。

補助金の申請に当たっては、自立支援機関との連携を確認することとなることから、活動実態が不明な団体についての確認は、自立支援機関において確認できると考えている。

Q21 市町村が自立相談支援機関を直営で実施しているが、一部の業務を委託して行っている場合、委託を行っている市町村において連携を行っている団体として考え、補助金の申請は可能か。

本補助金は、自立相談支援機関（委託を行っている場合、受託機関）と連携して生活困窮者の支援を行っている民間団体が対象である。

市町村が業務を委託している場合、当該団体は、その業務を「市町村の代わりに行っている」ことから、自立相談支援機関の一部とみなされるため、対象とはならない。

また、委託費については、本来市町村において当該業務を行うために措置されるべきものであり、生活困窮者自立支援制度の補助金の対象となると考えられるため、補助金の二重支給となる可能性もあると考えられる。

Q22 共同事業体として受託をしている社会福祉協議会等の法人であるが、代表者でない法人である場合は、補助金の申請を行うことは可能か。

共同事業体で受託をしている場合、「共同で」受託をしていることから、自立相談支援機関の一部とみなすべきであるため、補助金の申請を行うことはできない。

Q23 市町村が自立相談支援機関を直営で実施しているが、一部の業務を委託して行っている場合で、当該法人が受託している市町村以外の市町村において自立相談支援機関と連携を行っている場合、補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、当該団体は、補助金の申請を行うことは可能。

理由は、あくまで受託している市町村においては、自立相談支援機関の一

部であるが、受託関係のない別な市町村では、自立相談支援機関とはみなされないのである。

ただし、補助金の申請を行う場合は、受託している経費と区分して経理を行い、本補助金の経費が自立相談支援機関の一部の経費に使用されないようにすること。

Q24 市町村が自立相談支援機関を直営で実施している場合、当該市町村の別の課と連携して生活困窮者の支援を行っている場合、補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、連携内容が確認できれば、補助金の申請を行うことは可能。

Q25 現在は、自立相談支援機関と連携していないが、今後連携する場合に補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、補助金の申請日時時点で自立相談支援機関と連携を行っていれば、補助金の申請を行うことは可能。

理由は、自立相談支援機関が作成する「自立相談支援機関連携確認書」において、申請日時時点で連携状況を記載することが可能であるためである。

なお、対象経費については、生活困窮者の支援を行っていれば、連携前の経費から対象とすることは可能である。（国への照会結果）

Q26 市町村が自立相談支援機関を委託により実施している場合（直営で一部業務を委託している場合を含む）、補助金の申請書類である「自立相談支援機関連携確認書」（第1号様式別紙3）の自立相談支援機関名は、市町村を記載するのか、受託している法人を記載するのか。

受託している法人を記載すること。

理由は、当該様式には、具体的な連携内容を記載することとしており、受託法人でなければ当該内容の記載が困難であるためである。

Q27 11月17日までに申請することとされているが、当該期日までに自立相談支援機関に到達すればよいと考えてよいか。

申請期限までに事務局まで到達することを要件とする。

理由としては、当該補助金が燃油高騰等により支援が増加している民間団体が補助対象であり、多くは財務体質がぜい弱であると考えられることから、12月までに1回目の概算払いを行うこととしており、早急な交付決定を行う必要があるためである。

Q28 本補助金の広報を行う団体は、自立相談支援機関が決めてよいのか。

自立相談支援機関が決めてよい。

理由としては、連携している団体は、自立相談支援機関が一番把握できているためである。

Q29 事業計画書の作成に慣れていない団体が多いと考えられるが、記載方法等についてどのように助言すればよいか。

県と事務局で協議して記載例を作ることとしており、当該記載例を基に助言してほしい。

記載例については、改めて自立相談支援機関に送付するとともに県ホームページにも掲載する予定である。